

公立保育園紙おもつ定額サービス提供事業

仕様書

令和6年7月

行田市

業務委託仕様書

1. 業務の名称

公立保育園紙おむつ定額サービス提供事業（以下「本サービス」という。）

2. 業務の目的

行田市立公立保育園（行田市立長野保育園、南河原保育園、持田保育園）に入園する児童の保護者が本サービスの利用を希望し、利用申し込みを行った場合において、提供事業者が導入施設内における本サービスの利用権を提供することで、その対価として保護者が利用料金を提供事業者へ支払い、保護者及び保育士の負担軽減を図ることを目的とする。

3. 業務の実施期間

令和6年1月1日から令和8年3月31日まで

※利用状況や保護者のアンケートの結果等を踏まえて、業務を終了・継続する可能性がある。また、実施期間満了後も、あらためて公募等を実施して業務を継続する可能性がある。

4. 提出書類

受託者は、下記の書類を速やかに提出すること。

- 1) 課税事業者・免税事業者届出書
- 2) 業務工程表

5. 配置技術者

本事業において、専門的な立場で提言をすることができる業務責任者、業務担当者を配置するものとする。

具体的には、同種事業の定義を以下のとおりとし、いずれも全国または埼玉県内の保育所を運営する地方公共団体への導入実績とする。なお、実績は過去5年以内のものとするものとし、着手時に実績届を提出する場合がある。

・同種事業＝紙おむつ定額サービス提供事業（公立・私立保育園）

6. 貸与資料及び情報セキュリティポリシーの遵守、情報処理遂行体制

本サービスを遂行するため、発注者が保有する資料が必要な場合には、業務責任者または担当技術者に、借用書と引き換えに貸与するものとする。

受託者は、本サービスにおいて発注者の情報資産の安全性を確保するものとする。特に、個人情報の漏洩が起きないように細心の注意を払うものとし、企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならないものとする。

具体的には、情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格である JISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム）もしくは JISQ15001（プライバシーマークの取得）に審査登録がなされているとともに、機密保持に関する社内規程を設けていることとし、作

業着手前にそれを証明する書類（認定証の写し）等を発注者に提出するものとする。

7. 打合せ協議等

本サービスを適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と監督員（事務局）は常に密接な連絡を取り事業の方針及び条件等の疑義を正すこととする。

8. 秘密の保持

受託者は、本サービスを遂行する上で知り得た情報について、細心の注意を払うものとし、いかなる場合にも情報の漏洩をしてはならない。

9. 納入場所

本サービスにかかる紙おむつ、おしりふき及び関連物品等の納入場所は行田市内公立保育園（長野保育園・南河原保育園・持田保育園）とする。

10. 本事業の内容

(1) 本サービス利用の申し込み

本サービス利用の申し込みは、利用者と事業者間で行う。

(2) 本サービスの実施

- ① 利用者内訳等の実績を、毎月行田市内公立保育園（長野保育園・南河原保育園・持田保育園）へ行う。
- ② 行田市内公立保育園（長野保育園・南河原保育園・持田保育園）から発注を受けた、紙おむつ・おしりふきの発注・納入を行う。

11. その他

- (1) 必要に応じ、本サービス受託に係る打ち合わせ及び会議等は原則として行田市で開催するものとし、担当者は、当該打ち合わせ及び会議等に出席すること。
- (2) 本サービスの遂行に当たり、法令に基づき適正な個人情報の取り扱いを行うこと。
- (3) この仕様に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、その都度協議し、決定するものとする。

12. 瑕疵担保等

本事業終了後であっても、受託者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は行田市の指示に従い、必要な作業を受託者の責任及び負担において行うものとする。